

8. 時間外勤務代休時間

平成22年4月1日から、月60時間を超える時間外勤務について支給割合が引き上げられましたが、この引き上げ部分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができます。本人が希望しない場合は指定しなくても構いませんが、特に長い時間外労働をした労働者に休息の機会を与えるために導入された趣旨を鑑み、なるべく代休時間を指定するよう努めなくてはなりません。

☆1ヵ月60時間を超える時間外勤務に対して・・・

- ①「特に長い時間外勤務を強かに抑制することを目的」に支給割合引き上げ
- ②「特に長い時間外勤務をさせた労働者に休息の機会を与えるため」代休時間新設

時間外勤務手当支給割合

※深夜：22:00～5:00

	平日	平日深夜	土曜	土曜深夜	日曜	日曜深夜
60時間前	125/100	150/100	135/100	160/100	135/100	160/100
60時間後	150/100	175/100	150/100	175/100		
引上げ分	25/100	25/100	15/100	15/100	—	—

○この引上げ部分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる。「時間外勤務代休時間指定簿」により代休時間の指定や取得実績の管理を行う。

- ・ 1ヶ月60時間超の時間外勤務を行った月の翌月又は翌々月に指定
- ・ 1日もしくは、始業時刻又は終業時刻に引き続く4時間を単位として指定（年休を加えて1日又は4時間とすることも可）
- ・ 本人が希望しない場合は時間外勤務代休時間を指定しなくても良いが、職員の健康及び福祉の確保に配慮し、なるべく指定するよう努める

○60時間の算定の基礎となるのは・・・

- 1 平日又は土曜日の時間外勤務
※日曜日の勤務は60時間算定の対象外
- 2 祝日又は年末年始の休日の、勤務時間が割り振られていない時間の勤務
※祝日・年末年始の休日の、勤務時間が割り振られている時間帯は対象外
(時間外勤務ではなく休日勤務) ⇒135/100の休日勤務手当を支給
- 3 同一週外への振替により25/100の時間外勤務手当が支給される勤務

☆時間外勤務代休時間の取得方法

【例 平日(深夜を除く)に76時間の時間外勤務をした場合】

- ・ 60時間を超過する16時間が支給割合の引き上げ対象
125/100 → 150/100 …… 引き上げ幅 25/100
- ・ 16時間 × 25/100 = 4時間

※ 4時間の時間外勤務代休時間の指定ができる

※ 4時間の時間外勤務代休時間を取得したら、60時間超の16時間についても引上げ前の125/100の支給となる

《参考》事務職員・栄養職員について

同一週を超える週休日の振替等と時間外勤務手当

1週間の労働時間は38時間45分と定められており、同一週で振替を行った場合、1週間の勤務時間は38時間45分のままですが、同一週を超える振替を行うと、週休日に勤務時間を割り振られた週においては、職員の正規の勤務時間は38時間45分を超えることとなり、週の勤務時間が38時間45分と定められている職員には、その超える時間に対して時間外勤務手当（25/100）が支給されます。

【同一週における振替を行う場合】

例：日曜日に参観日を行い、月曜日が振替

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M		参観日 7H 45M	振替	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	

振替

38時間45分 38時間45分

*振替後の勤務時間も、週38時間45分を超えていないので、時間外勤務手当を支給する必要はありません。

【同一週を超える振替を行う場合】

例：土曜日に参観日を行い、月曜日が振替

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	参観日 7H 45M		振替	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	

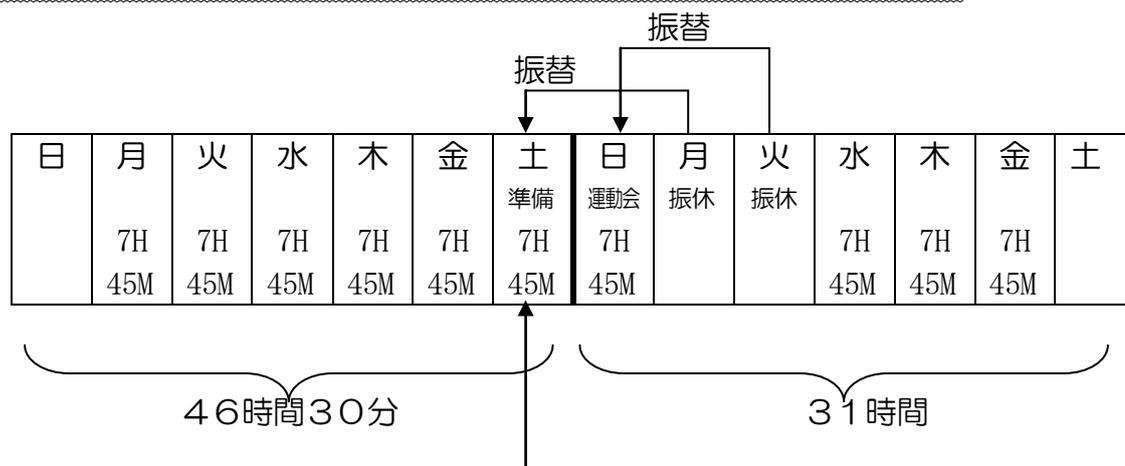
振替

46時間30分 31時間

*定められた労働時間を超えるので、時間外勤務手当（25/100）として支給する必要があります。

【同一週における振替及び同一週を超える振替の両方を行う場合】

例：土曜日に運動会準備・日曜日に運動会を行い、月・火曜日が振休



*定められた労働時間を超えるので時間外勤務手当 (25/100) として支給する必要があります。

《留意点》

- * 週休日の振替を行わない場合、当該週休日の勤務した時間に対して時間外勤務手当 (135/100) が支給されます。
- * 同一週内に祝日がある場合、祝日は正規の勤務時間を割り振られている日なので勤務時間は7時間45分として考えます。
- * 時間外勤務手当の支給は、割り振られた勤務時間との関係で判断するので、年休取得時間は関係ありません。
- * 週休日の振替等命令簿に 25/100 の支給対象である旨を記入し、あわせて時間外勤務・休日勤務命令簿にも所定の事項を記入します。時間外勤務手当は月例報告で報告します。

祝日と重なった土曜日の振替等

週休日と休日が重なった場合は、週休日として扱うものとされています。休日と重なった土曜日に学校行事等があり、週休日の振替を行えば、当該土曜日は週休日ではなくなりますが、依然として休日です。この場合、給与条例上、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当が支給されます。

【例：同一週を超える振替を行った場合】

						祝日							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						勤務		振休					
	7H	7H	7H	7H	7H	7H			7H	7H	7H	7H	
	45M	45M	45M	45M	45M	45M			45M	45M	45M	45M	

↑ 勤務命令
↑ 週休日の振替

*当該土曜日には、休日の正規の勤務時間に勤務を命じられることから、休日勤務手当（135/100）が支給されます。そのため、同一週以外の振替の場合の時間外勤務手当（25/100）の支給は必要ありません。

《留意点》

- *週休日の振替については週休日の振替等命令簿に記入しますが、25/100の支給対象時間は当該週の休日勤務の時間数を除算したものとなります。
- *休日勤務は、時間外勤務・休日勤務命令簿に記入します。休日勤務手当は月例報告で報告します。